

第 3 2 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関①」という。）及び名古屋市教育委員会（以下「実施機関②」という。）が、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

別表に掲げるとおりである。なお、本件公開請求①から⑧のうち、④及び⑤は実施機関②に対する請求であり、そのほかは実施機関①に対する請求である。

第 4 各実施機関の主張

- 1 本件各処分に係る各決定通知書によると、各実施機関は、本件各審査請求の対象となる各対象文書を公開しない理由として、次のように述べる。

審査請求人が提出した公開請求書には、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）第 6条第 1項第 2号に定める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載がなかった。このため、審査請求人に当該不備を補正する旨の依頼を行ったものの、不備が補正されず結果として却下せざるを得なかったことから、非公開決定を行った。

- 2 上記 1に加え、各実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件審査請求①、②、③、⑤、⑥及び⑧について

ア 公開請求書に記載された文言では、具体的な行政文書の特定に足りるほどの記載と認められない。このため、審査請求人に対して特定に資する情報を提供しつつ、不備について補正するように求めたものの、審査請求人は補正依頼に全く応じなかった。結果として、公開請求の対象となる行政文書を特定できず、形式上の要件を満たさないことを理由に本件処分を行ったものである。

イ 審査請求人は審査請求の理由として、公開請求に係る文書を特定できると主張するが、具体的に特定できる理由は主張しておらず、本件処分の妥当でない点が判然としない。

(2) 本件審査請求④について

ア 審査請求人の述べる「各学校における職員健康調査結果がわかる文書（直近のもの）」については、「職員健康調査」と称する調査を行っていないが、職員健康診断等のそれに類似するものがあり、具体的にいつ開催された、どのような調査を指すのかが判断できないため、補正を求めたものである。

イ また、審査請求人の述べる「裁判に係る陳述書（H20年度～H30年度）」については、弁護士や報道関係者でない（と思料される）審査請求人のいうところの「陳述書」が、訴訟手続上書証として提出された当該題名の書面のみを指すのか、あるいはより広範に訴訟当事者の主張を述べた書面（答弁書や準備書面など）全体を指すのかなどは実施機関として判断しかねたものである。

加えて、当該期間に実施機関が関与し、資料を保管している裁判は、数十件あり、その陳述書に係る関係資料が、「陳述書」をどのように定義するかにかかわらず膨大である上、事案の性質上、個人情報その他の非公開とすべき情報も多く、審査請求人の請求の趣旨を広範にとらえての公開決定も困難であった。（仮に、審査請求人の請求の趣旨を最大限広範囲にとらえて公開決定しようとする場合、その決定に要する期間は年単位になる可能性が高く、補正を行わないまま公開決定することは到底困難であった。）

ウ 上記ア及びイのように、当該請求に対して合理的な努力により審査請求人の請求趣旨を満たす行政文書を特定することは困難と判断し、本件公開請求が形式上の要件を欠くものとして補正依頼を行ったものの、審査請求人が補正依頼に応じることはなかった。このため、本件処分は、本件公開請求が形式上の要件を満たさず、本件公開請求に係る行政文書を特定できないことを理由に行われたものである。

エ 審査請求人は審査請求の理由として、公開請求に係る文書を特定できると主張するが、具体的に特定できる理由は主張しておらず、本件処分の妥当でない点が判断できない。

(3) 本件審査請求⑦について

ア 審査請求人は、名古屋市精神保健福祉センターに対して「ＩＣＤ－１０の文書（ＷＨＯが作成したもの）」を請求している。しかし、この記載では請求内容が漠然とし過ぎており、対象文書の特定は困難である。

イ 審査請求人は平成30年 7月10日に「ＩＣＤ－１０の「認知」の意味内容がわかる文書」を請求しており、この請求に対しては、「公開請求のあった文書については、作成及び取得をしておらず、存在しないため」として非公開決定を行っているが、本件公開請求に対してはそのような判断も出来ない。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が各審査請求書で主張している本件各審査請求の理由は、次のとおりである。

(1) 審査請求①について

条例第 6条第 1項第 2号に該当する。

(2) 審査請求②、③及び⑧について

開示請求に係る行政文書を特定することができる。

(3) 審査請求④、⑤及び⑥について

開示請求に係る行政文書を管理している。

開示請求に係る行政文書を特定することができる。

(4) 審査請求⑦について

開示請求に係る行政文書を特定することができる。

厚生労働省は「ＩＣＤ－１０」の用語を使用している。

第 6 審査会の判断

1 争点

本件各公開請求が条例第 6条に規定する形式的要件を満たすか否かが争点とな

っている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各対象文書の特定の可否

(1) 条例は、第 6条第 1項において、行政文書の公開についての具体的な請求方法を定め、行政文書の公開を請求する者が、本項各号に定める事項を記載した請求書を提出しなければならないとするほか、第 2項において、公開請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について規定している。

なお、条例第 6条第 1項第 2号において、公開請求書に記載すべき内容の一つとして規定されている「公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項」とは、対象となる行政文書の名称でなくても、実施機関が合理的な努力をすることにより、公開請求の対象となる行政文書を特定することができる程度の記載をいう。

(2) また、各実施機関によって行政文書の管理及び運用の状況が異なることは通常想定されうるため、合理的な努力で公開請求の対象となる行政文書を特定できるかは請求内容や各実施機関における行政文書の管理などの具体的な状況に応じて、個別に判断されるべきである。

(3) 本件各公開請求書に記載された文言を見分すると、本件公開請求②のように、具体的にどのような情報が記載された行政文書かについて、必ずしも明らかでない請求（以下「文言上特定できない請求」という。）のほか、どのような情報が記載された行政文書かについて、ある程度は明らかとなる請求（以下「文言上ある程度は明らかな請求」という。）も見受けられる。

(4) 本件公開請求②及び③については、文言上特定できない請求と認められ、実施機関①も文言上特定できない請求であるという理由から、特定が可能になる記載に修正するよう補正依頼を行っていることが認められる。よって、

本件公開請求②及び③について、文言上特定できないという実施機関①の主張に不自然、不合理な点はない。

(5) 本件公開請求①及び④から⑧については、文言上ある程度は明らかな請求又は、社会通念上、文言上特定できない請求とまでは言えない請求ではあるものの、各実施機関の状況においては、なお請求の対象となる行政文書を特定するに足る程度の記載ではないことが認められる。また、これらの請求に対して各実施機関の文書管理上、合理的な努力で特定ができないことから、その点について修正するよう補正依頼を行っていることが認められる。よって、本件公開請求①及び④から⑧について、公開請求書に記載された文言のみでは各実施機関の文書管理上、合理的な努力で対象となる行政文書を適正に特定することができないという各実施機関の主張に不自然、不合理な点はない。

(6) また、仮に本件公開請求⑤及び⑦の趣旨に条例第 2 条第 2 号で行政文書公開制度の対象外となる市販の書籍を転記した文書を含むとすれば、当該行政文書を各実施機関が管理する全ての行政文書から当該行政文書を探索する必要があり、合理的な努力で特定することはできないという各実施機関の主張に不自然、不合理な点はない。

(7) 審査請求人は、各実施機関の補正依頼に対して、何らの回答もしないばかりか、本件各審査請求の理由においても何ら具体的に主張していない。さらに、各実施機関の主張を覆すに足る特段の事情も認められない。

4 したがって、各実施機関が本件各公開請求を必要的記載事項の記載に欠け、形式的要件を満たさないことを理由に却下し、非公開とした本件各処分は妥当である。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件各処分の妥当性については、上記 3 及び 4 において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 本件審査請求①

年 月 日	内 容
平成31年 1月22日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
3月29日	実施機関の弁明書を受理
令和元年 5月16日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知

(2) 本件審査請求②及び③

年 月 日	内 容
平成31年 1月22日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
2月27日	実施機関の弁明書を受理
3月 7日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知

(3) 本件審査請求④

年 月 日	内 容
平成31年 2月26日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
令和 2年 6月 8日	実施機関の弁明書を受理
6月26日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知

(4) 本件審査請求⑤

年 月 日	内 容
平成31年 2月26日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
令和 2年 6月 8日	実施機関の弁明書を受理
6月16日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知

	述等申出書を提出するよう通知
--	----------------

(5) 本件審査請求⑥

年 月 日	内 容
平成31年 2月26日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
3月18日	実施機関の弁明書を受理
3月28日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知

(6) 本件審査請求⑦

年 月 日	内 容
平成31年 3月25日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
4月25日	実施機関の弁明書を受理
令和元年 5月28日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知

(7) 本件審査請求⑧

年 月 日	内 容
平成31年 3月25日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
4月11日	実施機関の弁明書を受理
令和元年 5月16日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 3年 1月21日 (第33回第 1小委員会)	調査審議
2月26日 (第34回第 1小委員会)	調査審議
3月17日 (第35回第 1小委員会)	調査審議

3月30日	答申
-------	----

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 川上明彦

別表

公開請求、 審査請求、 対象文書の 番号	公開請求日 (平成 30 年)	行政文書の内容等	補正 /再補正 (平成 30 年)	非公開決定日 (平成 30 年)	審査請求日 (平成 30 年)
①	5 月 28 日	文化振興室に対する開示請求 H29 年度 名古屋市文化振興事業団から 入手した文書（映像データを含 む） 名古屋市文化振興事業団へ発 出した文書	6 月 7 日 /6 月 19 日	7 月 13 日	7 月 20 日
②	6 月 6 日	・行政文書名がわかる文書 ・文書の同一性の定義 ・行政処分に係る処分票 (表)	6 月 14 日	7 月 5 日	7 月 26 日
③	6 月 8 日	「決定」の法的効果 定義・運用・解釈が記載され ている文書 開示請求人との面談記録	6 月 14 日	7 月 5 日	7 月 26 日
④	7 月 11 日	・各学校における職員健康 調査結果がわかる文書 (直近のもの) ・裁判に係る陳述書 (H20 年度～H30 年度)	7 月 13 日	8 月 14 日	8 月 20 日
⑤	7 月 10 日	・ I C D - 10 の F コードの うち診断名・判断基準がわか る文書 ・ F コードの臨床記述が記載 されている文書 ・コミュニケーション能力の 評価手続きがわかる文書	7 月 19 日	8 月 9 日	8 月 20 日
⑥	7 月 9 日	名古屋城で使用された図面、 材料がわかる文書	7 月 13 日	8 月 2 日	8 月 20 日
⑦	7 月 20 日	精神保健福祉センターに対す る開示請求 I C D - 10 の文書 (WHOが作成したもの)	7 月 24 日 /8 月 9 日	9 月 5 日	9 月 26 日
⑧	7 月 26 日	別紙新聞記事に関する開示請 求 名古屋城に関する市の調査報 告書 名古屋城復元検討委員会、会 議、部会等で配布された文書 及び議事録	8 月 3 日 /8 月 17 日	9 月 11 日	9 月 26 日